

“ちよつと”
をそえる
♡づがい



えぼかで行われた移動点字図書館。盲導犬体験で犬と触れ合う女の子

障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指し、今年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。だれもが暮らしやすい社会のために私たち一人一人ができることはなんでしょうか。

障がいつて？

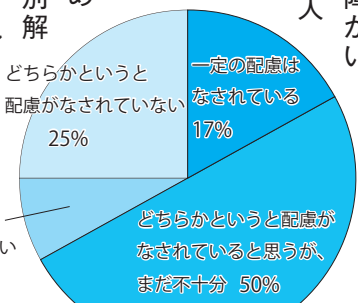
これまで「障がい」とは、目が見えない、歩けないなど、その人が持っている性質から生じると、多くの場合考えられてきました。しかし、それだけではなく、そうした個人の性質のために、働けなかったり、活動に参加できなかったりするような社会のしくみにも問題があり、そのような社会と人との関わりから「障がい」が生まれると考えられています。また、社会で活動するときに、障がいのある人が障がいのない人より不利になることもあります。今までは、そうした不利の原因をその人のもつ機能障害のせい、と考えてきました。

しかし、平成18年に国連で策定した「障害者権利条約」では、機能障害のことを考えることなく作られた社会のしくみにこそ原因があるとししました。

障害者差別解消法って？

日本でも障害者基本法が制定され、その第4条では、①差別的行為を禁止し、②社会的バリアを取り除くための合理的な配慮をしないことによる権利侵害を防ぐことを定めています。しかしながら現状では、障がいのない人と平等な機会が与えられていない場面も多くあります。あだち地方地域自立支援協議会が行ったアンケート結果では、日常生活で障がい者への配慮が「不十分である」「配慮がなされていない」と答える人が多くいました。

こうした、障がいのある人とないないとの平等な機会を保障し、分け隔てなく生活できる社会を実現するため「障害者差別解消法」が施行されました。



「日頃の生活の中で、障がい者への配慮がなされていると感じますか」 あだち地方地域自立支援協議会資料より

禁止される差別は？

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮を行わないこと」の2つの差別を禁止しています。

「不当な差別的取扱い」とは、障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるなど障がいのない人と違う扱いをすることです。

国や市町村などの行政機関だけでなく、会社や店舗などの民間事業者でも禁止されています。

ています。

「合理的配慮」とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、その解決に向けた工夫や配慮を行うことです。国や市町村には「法的義務」が、民間事業者には「努力義務」があります。

私たちにできることは？

今回の法律は、国・市町村や民間事業者に向けられたもので、一般の人に課せられる

『さりげない心づかいを』

本宮では、10年以上前からバリアフリー化など障がい者にやさしいまちづくりを行ってきました。今回の障害者差別解消法は、広くいろんな人が障がいについて考える良いきっかけになるように思います。

"なにかをしなくてはいけません"と決して重荷に感じる必要はないですし、「大丈夫ですか」とか「なにか手伝えることはありますか」といったさりげない言葉ひとつでもよいと思います。一人一人の心づかいが、すべての人にやさしい地域につながるように思います。



interview

本宮市
身体障がい者福祉会
会長 桑原 一美さん



①えぼかで行われた移動点字図書館。盲導犬体験をする来場者 ②点字板を使って文字を打つ体験



不当な差別的取扱いと合理的配慮の例



障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません

- ・車いすを理由に入店を断ってはいけません
- ・障がいを理由にアパートの賃貸を断ってはいけません
- ・盲導犬同伴でのバスの乗車を拒否してはいけません



障がいのある人から配慮を求められたら、妨げを取り除く工夫をしましょう

- ・多少の段差に対しては、あらかじめ簡易式のスロープを用意しておくこと
- ・視覚障がいのある人には読み上げによる説明をすること
- ・聴覚障がいのある人には筆談などで伝えること

義務や罰則はありません。しかし、障がいのある人が困っていたら、一言声をかけたり、点字ブロックの上には荷物を置いたり駐輪したりしないと

いった一人一人の「ちょっとした」心づかいが、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現につながっていきます。